

令和 7 年 1 月 鳥取県西部広域行政管理組合議会臨時会  
(全体の日程) (案)

令和 7 年 1 月 30 日 (木)

日 程	内 容	時 刻 等
	○議会運営委員会 (協議事項) ・ 本臨時会の運営全般について ・ その他	12:30～ 第 3 会議室
日程第 1 日程第 2 日程第 3	●本会議 開会 ・ 諸般の報告 ・ 会議録署名議員の指名 ・ 会期の決定 ・ 議案第 11 号 決算審査特別委員会 委員長報告 委員長報告に対する質疑～討論 採決 ・ 議案第 1 号～議案第 2 号 (一括議題) 提案理由の説明 (管理者) 議案質疑 (議案第 1 号～議案第 2 号) 予算審査特別委員会付託 ～休憩～	13:00～ 議場
日程第 4	常任委員会の開催 ○ 総務消防常任委員会 ・ 所管事務調査 ① 旧灰溶融施設（エコスラグセンター）の解体撤去事業費 の概算額について ② 退職積立基金の効率的な運用のための市町村負担金の納 期の変更について ③ 火災・救急統計について  ○ 民生環境常任委員会 ・ 所管事務調査 ① 使用料及び手数料の料金改定に係る審議会の設置について	※休憩中 議場

日 程	内 容	時 刻 等
	特別委員会の開催 ○ 予算審査特別委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 付託議案の審査               <p style="margin-left: 2em;">議案第1号 専決処分について（令和6年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第2回））</p> <p style="margin-left: 2em;">議案第2号 令和6年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第3回）</p> </li> </ul>	常任委員会終了後 議場
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本会議（再開）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員長報告                   <p style="margin-left: 2em;">予算審査特別委員会</p> <p style="margin-left: 2em;">委員長報告に対する質疑～討論</p> </li> <li>・ 議案採決                   <p style="margin-left: 2em;">議案第1号～第2号</p> </li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: center;">閉 会</p>	特別委員会終了後 議場
	特別委員会の開催 ○ ごみ処理施設等調査特別委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般廃棄物第2最終処分場濃縮水処理施設の稼働状況及び固化物処理の課題への対応について</li> <li>② 新しい一般廃棄物処理施設の建設に係る構成市町村の財源確保の状況について</li> <li>③ 新しい一般廃棄物処理施設の建設候補地における地元対応の状況について</li> </ul>	本会議閉会後 議場

## 鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例の 一部を改正する条例（案）

### 〔改正理由〕

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）の一部改正に伴う本条例において引用する同法の条項の表記の変更を行うほか、個人情報の保護に関する法律の規定を踏まえた条文の整備を行うため、改正しようとするものです。

### 〔改正内容〕

#### 1 引用するマイナンバー法の条項の表記の変更

マイナンバー法の一部改正に伴い、条文において引用する同法の条項の表記を改めることとする。

「第2条第8項」 → 「第2条第9項」（第2条第10項関係）

「第2条第9項」 → 「第2条第10項」

（第12条第5項の表の第38条第1項第1号の項関係）

#### 2 個人情報の保護に関する法律の規定を踏まえた条文の整備

(1) 保有特定個人情報（議会の職員の組織的な利用に供する議会が保有する個人情報であって、個人番号（マイナンバー）を含むもの）の利用又は提供の方法について他の法令に定めがあるときは、当該他の法令の定めるところによることとする。（第12条第5項関係）

(2) 開示請求等をしようとする者に対して講ずる措置として、当該開示請求等の対象となる「保有個人情報の特定」は不適当であることから、「保有個人情報の特定に資する情報の提供」にとどめることとする。（第48条関係）

(3) その他個人情報の保護に関する法律の規定における表現及び表記を踏まえた所要の整理を行うこととする。

#### 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、1については、令和7年4月1日から施行することとする。

### 〔関係法令〕

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）

令和 6 年 6 月 7 日公布

令和 7 年 4 月 1 日施行（令和 6 年政令第 362 号）（一部施行日別途）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、データの品質の確保に関する規定の整備、法人に係る事項の変更が登記された場合に他の法令の規定により義務付けられている当該変更に係る届出を省略する仕組みの創設、公的基礎情報データベースの整備等の推進に関する規定の整備、移動端末設備を用いて個人番号カードを代替するための仕組みの創設等の措置を講じようとするもの

この法律の第 3 条の規定によるマイナンバー法の一部改正により、カード代替電磁的記録（個人番号カード（マイナンバーカード）の記録事項に係る電磁的記録及び当該電磁的記録がその送信を行った者のものであることを当該電磁的記録の送信を受けた者が確認するために必要な事項に係る電磁的記録について地方公共団体情報システム機構が電子署名を行ったものにより一体的に構成された電磁的記録）について新たに定義され、その利用に関する事項が定められたほか、マイナンバーカードの記載事項からの性別の削除、マイナンバーを利用して処理する事務における本人確認の措置等について定められた。

鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例（案）

鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年鳥取県西部広域行政管理組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	前
(定義)	(定義)		
第2条 「省略」	第2条 「省略」		
2～9 「省略」	2～9 「省略」		
10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。	10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。		
11～13 「省略」	11～13 「省略」		
(利用及び提供の制限)	(利用及び提供の制限)		
第12条 「省略」	第12条 「省略」		
2～4 「省略」	2～4 「省略」		
5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。	5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これららの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
第12条第1項～第12条第2項第1号	第12条第1項～第12条第2項第1号	〔省略〕	〔省略〕
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反しているとき	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されている

とき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき	第38条第1項第2号	[省略]	第38条第1項第2号	[省略]
--	------------	------	------------	------

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 [省略]

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル  
ア 議会の議員若しくは議員であつた者又は職員若しくは職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ [省略]

(2)・(3) [省略]

3 [省略]

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することが

		<p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p>
		<p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p>
第27条	〔省略〕	<p>2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えるなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) [省略]</p>
		<p>（訂正請求権）</p>
第27条	〔省略〕	<p>2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えるなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) [省略]</p>
		<p>（訂正請求権）</p>
第31条	〔省略〕	<p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。</p>
		<p>3 [省略]</p>
		<p>（訂正請求の手続）</p>
第32条	〔省略〕	<p>2 [省略]</p>
		<p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるとときは、当該訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>
		<p>4 [省略]</p>
		<p>（訂正請求の手続）</p>
第33条	〔省略〕	<p>2 [省略]</p>
		<p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるとときは、当該訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>
		<p>4 [省略]</p>
		<p>（訂正請求の手続）</p>
第34条	〔省略〕	<p>2 [省略]</p>
		<p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるとときは、当該訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>
		<p>4 [省略]</p>

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができます。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関する限り特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) 「省略」

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 「省略」

(利用停止請求の手続)

第39条 「省略」

2 「省略」

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるとときは、当該利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に對し、相当の期間を定めて、その補正を求めることがあります。

4 「省略」

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

備考 表中の〔 〕の記載は、注記である。

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができます。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関する限り特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) 「省略」

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 「省略」

(利用停止請求の手続)

第39条 「省略」

2 「省略」

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるとときは、当該利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることがあります。

4 「省略」

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第10項及び第12条第5項の表の第38条第1項第1号の項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。



## 鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令（案）

### 〔改正理由〕

社会保険に係る被保険者証及び運転免許証と個人番号カード（マイナンバーカード）との一体化に関する関係法令の整備が行われたことに伴い、所要の整備を行うため改正しようとするものです。

### 〔改正内容〕

#### 1 個人識別符号の変更

社会保険に係る被保険者証とマイナンバーカードとの一体化に伴い、当該被保険者に係る個人識別符号（特定の個人を識別することができる符号として議長が定めるもの）は、それぞれの社会保険の被保険者について関係法令で定める個人を特定するための符号と同一のものとすることとする。

ア 個人情報の保護に関する法律施行令で定める符号と同一のものとするもの

イ (イ) 国民健康保険の被保険者に係る個人識別符号（第3条第8号関係）

イ (ロ) 後期高齢者医療の被保険者に係る個人識別符号（第3条第14号関係）

イ イ 個人情報の保護に関する法律施行規則で定める符号と同一のものとするもの

イ (ア) 私立学校教職員共済の加入者等に係る個人識別符号

（第3条第6号関係）

イ (イ) 国家公務員共済組合の組合員等に係る個人識別符号

（第3条第7号関係）

イ (ロ) 地方公務員等共済組合の組合員等に係る個人識別符号

（第3条第11号関係）

#### 2 個人識別符号の追加

運転免許証とマイナンバーカードとの一体化に伴い、マイナンバーカードに記録された免許に関する情報を表す番号を、個人識別符号として定めることとする。（第3条第10号関係）

#### 3 本人確認書類からの健康保険証の除外

社会保険に係る被保険者証とマイナンバーカードとの一体化により健康保険証が廃止されたことに伴い、保有個人情報の開示請求等に係る本人確認書類から健康保険証を除くこととする。（第10条第1項第1号並びに別記様式第1号、別記様式第10号及び別記様式第16号関係）

#### 4 表現及び表記の適正化のための整理

関係法令における表現及び表記を踏まえた所要の整理を行うこととする。

#### 5 経過措置

- (1) この訓令の施行の際現にある 3 による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるこことする。（附則第 2 項関係）
- (2) この訓令の施行の際現にされている開示請求等に当たり、3 による改正前の規定により提示し、又は提出された書類は、当該開示請求等に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを示す書類として、なおその効力を有することとする。（附則第 3 項関係）

#### 6 施行期日

この訓令は、決裁後速やかに施行することとする。ただし、2 については、令和 7 年 3 月 24 日から施行することとする。

#### 〔関係法令〕

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）

令和 6 年 8 月 14 日公布・同年 12 月 2 日施行

社会保険に係る被保険者証とマイナンバーカードとの一体化に伴い、関係政令の整備を行うほか、所要の経過措置を定めるもの

この政令の第 6 条の規定による個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正により、マイナンバーカードに記録された国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者に係る情報を表す記号・番号等が、個人情報の保護に関する法律に定める個人識別符号として定められたとともに、開示請求、訂正請求及び利用停止請求における本人確認手続に当たり提示し、又は提出する書類から「健康保険の被保険者証」が除かれた。

- 2 個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和 6 年個人情報保護委員会規則第 4 号）

令和 6 年 11 月 27 日制定・同年 12 月 2 日施行

社会保険に係る被保険者証とマイナンバーカードとの一体化に併せ、個人情報の保護に関する法律に定める個人識別符号として用いられる私立学校教職員共済の加入者等、国家公務員共済組合の組合員等及び地方公務員等共済組合の組合員等に係る情報を表す符号の表記を改めるとともに、行政機関等匿名加工情報<sup>(\*)</sup>をその事業の用に供しようとして行う提案に際

し提出する書面に添付する書類から「健康保険の被保険者証の写し」が除かれた。

※ 「行政機関等匿名加工情報」

個人情報ファイル（保有個人情報を含む情報の集合物で、容易に検索することができるよう体系的に構成したもの）を構成する保有個人情報（行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもの）を加工して得られる匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものの）

3 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第335号）

令和6年11月1日公布・令和7年3月24日施行

運転免許証とマイナンバーカードとの一体化に伴い、関係政令の整備を行うほか、所要の経過措置を定めるもの

この政令の第4条の規定による個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正により、マイナンバーカードに記録された免許に関する情報を表す番号が、個人情報の保護に関する法律に定める個人識別符号として定められた。



鳥取県西部広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令（案）  
鳥取県西部広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年鳥取県西部広域行政組合議会訓令第1号）の一部  
を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(趣旨)			(趣旨)		
第1条 この訓令は、鳥取県西部広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年鳥取県西部広域行政組合議会訓令第5号。以下「条例」という。）の施行に関するものとする。			第1条 この規程は、鳥取県西部広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年鳥取県西部広域行政組合議会訓令第5号。以下「条例」という。）の施行に関するものとする。		
(用語)			(用語)		
第2条 この訓令において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。			第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。		
(個人識別符号)			(個人識別符号)		
第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。			第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。		
(1)～(5) [省略]			(1)～(5) [省略]		
(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する加入者等記号・番号等			(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号		
(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する組織員等記号・番号等			(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組織員等記号・番号		
(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する被保険者記号・番号等			(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号		
(9) [省略]			(9) [省略]		
(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号			(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号		

(1) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24 の2第1項に規定する組合員等記号・番号等	(1) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24 の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
(2)・(3) [省略]	(2)・(3) [省略]
(4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第16 1条の2第1項に規定する被保険者番号等	(4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第16 1条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
(5)～(7) [省略]	(5)～(7) [省略]
(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)	(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)
第5条 [省略]	第5条 [省略]
2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するためには必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。	2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するためには必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。
(1)～(5) [省略]	(1)～(5) [省略]
(個人情報ファイル等の作成及び公表)	(個人情報ファイル等の作成及び公表)
第8条 [省略]	第8条 [省略]
2～7 [省略]	2～7 [省略]
8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。	8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルである。(ア)に掲げる事項又は(イ)に準ずる事項を記録するもの(ア)に掲げる者の採用又は選定のための試験の結果に関する個人情報ファイルを含む。)	(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルである。(ア)に掲げる事項又は(イ)に準ずる事項を記録するもの(ア)に掲げる者の採用又は選定のための試験の結果に関する個人情報ファイルを含む。)
ア・イ [省略]	ア・イ [省略]
(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの	(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの
9 [省略]	9 [省略]

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 前条の開示請求書、第18条の訂正請求書又は第23条の利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特許号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他の法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であることを確認するに足りるもの

(2) [省略]  
2~5 [省略]

(開示決定の際に通知すべき事項)  
第11条 [省略]

別記  
様式第1号(第9条関係)

開示請求書  
[省略]

3 本人確認等

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 前条の開示請求書、第18条の訂正請求書又は第23条の利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他の法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) [省略]  
2~5 [省略]

(開示決定等の通知)  
第11条 [省略]

別記  
様式第1号(第9条関係)

開示請求書  
[省略]

3 本人確認等

ア [省略]
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留力ード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外 国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 ウ～オ [省略]

様式第10号（第18条関係）

訂正請求書 [省略]
1 [省略]
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留力ード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外 国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 3～5 [省略]

様式第10号（第18条関係）

訂正請求書 [省略]
1 [省略]
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留力ード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外 国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付して ください。 ウ～オ [省略]
3～5 [省略]

ア [省略]
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留力ード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外 国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付して ください。 ウ～オ [省略]

様式第16号（第23条関係）

利用停止請求書 〔省略〕	利用停止請求書 〔省略〕
1 「省略」	1 「省略」
2 請求者本人確認書類 □運転免許証 □個人番号カード □在留力ード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □その他（ ※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 3～5 「省略」	2 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるもの） □在留力ード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □その他（ ※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 3～5 「省略」

備考 表中の「」の記載は、注記である。

附 則

(施行期日)

- この訓令は、令和7年 月 日から施行する。ただし、第3条第10号の改正規定は、同年3月24日から施行する。(経過措置)
- この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例（以下「改正前の規程」という。）別記様式第1号、別記様式第10号及び別記様式第16号の規定については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
- この訓令の施行の際現にされている開示請求等（鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年鳥取県西部広域行政管理組合条例第5号）第48条に規定する開示請求等をいう。）に当たり、改正前の規程第10条第1項第1号の規定により提示し、又は提出された書類は、当該開示請求等に係る保有個人情報（同条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）の本人（同条例第6項に規定する本人をいう。）又はその代理人であることを示す書類として、なおその効力を有する。



全議第306号  
令和6年11月25日

市議会事務局長 各位

全国市議会議長会  
事務総長 宮地毅

**「〇〇市議会の個人情報の保護に関する条例（例）」及び「〇〇市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（例）」の一部改正について**

平素は本会の運営等に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、関係法令の改正により、以下のとおり「〇〇市議会の個人情報の保護に関する条例（例）」及び「〇〇市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（例）」の一部改正を行うことといたしましたので、別添のとおりご送付申し上げます。

**1 〇〇市議会の個人情報の保護に関する条例（例）の一部改正**

第213回国会において成立した「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）」の施行に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」という。）が改正され、同法第2条に新たに第8項が新設されたことにより、以下の項番号が順次繰り下げられることに対応するとともに、所要の規定の整備のため、「〇〇市議会の個人情報の保護に関する条例（例）」の一部を別添のとおり改正しました。

この改正に関しては、「刑法改正（拘禁刑の創設）に伴う市議会の個人情報の保護に関する条例（例）の一部改正について（通知）」（令和6年8月7日付け）を送付した電子メール本文において、番号利用法の施行期日（公布の日（令和6年6月7日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日）が明らかになった時点で条例（例）の改正を行う予定としていましたが、現時点でもまだ政令は公布されておらず、本会への照会も多いことから、これに係る附則の規定の仕方について、①政令の公布後に施行日を入れて改正する、②改正法の施行日とする、の2通りのパターンでお示しすることとしました。

つきましては、各議会の実情に応じて改正時期を判断いただきたいと考えています。

## 2 ○○市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（例）の一部改正（案）

健康保険証や運転免許証のマイナンバーカードとの一体化に伴う関係施行令及び施行規則の一部改正に対応するとともに、所要の規定の整備のため、「○○市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（例）」の一部改正を行うこととしました。

このうち、健康保険証については、令和6年12月2日に現行の保険証は廃止になりますが、これに係る「個人情報の保護に関する法律施行規則」（以下「規則」という。）の一部改正に関してはまだ公布されておらず、現時点の情報によると、今月末の官報掲載（公布）、12月2日施行で準備が進められているとのことです。

こうした状況を踏まえ、各市における改正準備作業に資するため、別添のとおり案段階のものにはなりますが、「○○市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（例）」の一部改正（案）をご送付いたします（規則が公布されましたら改めてご連絡いたします）。

なお、健康保険証に関する規程の改正については、1年間の猶予期間が設けられるため、12月2日時点までに改正しなくても支障は生じないと考えていますが、運転免許証に関する規程の改正については、3月24日までに改正する必要があると考えています。

### 【送付資料】

別添1 ○○市議会の個人情報の保護に関する条例（例）新旧対照表

別添2 ○○市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（例）新旧対照表

別添3 [参考] ○○市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（例）の様式の改正箇所

別添4 規程改正に係る法改正関連資料

- ・マイナンバー法等の一部改正法の概要
- ・参考：発行済の健康保険証の取扱いについて
- ・官報（令和5年6月9日付け号外第122号）
- ・官報（令和6年8月14日付け第1284号）
- ・道路交通法の一部を改正する法律案（概要）
- ・官報（令和6年11月1日付け号外第257号）

担当 企画議事部（議事担当）

TEL 03-3262-2303

FAX 03-3263-5751

Email chousa@si-gichokai.gr.jp

## 鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例の 一部を改正する条例（案）

### 〔改正理由〕

刑法が一部改正され、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑が創設されることに伴い、本条例に違反した者に対して科する刑の種類を改めるため、改正しようとするものです。

### 〔改正内容〕

#### 1 条例違反の者に対して科する刑の種類の変更（第1条関係）

本条例（鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例をいう。以下同じ。）に違反した者に対して科する刑のうち自由刑の種類を「拘禁刑」（現行：懲役）に改めることとする。（本条例第53条から第55条まで関係）

#### 2 経過措置

(1) 本条例の一部改正前に本条例に違反する行為をした者に対して科する自由刑は、引き続き「懲役」とすることについての経過措置を定めることとする。（第2条第1項関係）

※ 「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」第441条第1項において、「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の施行前にした行為の処罰については、別段の定めがあるものほか、なお従前の例によることとされていることを踏まえ、本条例の一部改正前に本条例に違反する行為をした者に対して科する自由刑は、引き続き「懲役」とする。

(2) 本組合の条例の改正又は廃止を定めた条例の経過措置により、当該改正又は廃止がされる前の本組合の条例（以下「旧条例」という。）に違反した場合には当該旧条例に定める罰則を適用することとされている場合において、この条例の施行後に旧条例に違反した場合に科すこととされている当該旧条例に定める自由刑については、今般の刑法の一部改正により定められた相応の自由刑によることとすることについての経過措置を定めることとする。（第2条第2項関係）

※ 「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」第441条第2項において、法律の改正又は廃止がされた後における当該改正前又は廃止前の法律に違反する行為に対して、経過措置により当該改正前又は廃止前の法律に定める罰則が適用される場合について、「刑法等の一部を改正する法律」の施行後においては、「刑法等の一部を改正

する法律」による改正後の刑法（以下「新刑法」という。）に定める相応の自由刑を科すこととされていることを踏まえ、この条例の施行後に旧条例に違反した場合に科すこととされている自由刑については、新刑法に定める相応の自由刑によることとする。

### 3 施行期日

この条例は、令和7年6月1日（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日）から施行することとする。

#### 〔参考法令〕

##### 1 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）

令和4年6月17日公布

令和7年6月1日施行（令和5年政令第318号）（一部施行日別途）

刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設し、その処遇内容等を定めるとともに、執行猶予の言渡しをすることができる対象者の拡大等の措置を講じ、並びに罪を犯した者に対する刑事施設その他の施設内及び社会内における処遇の充実を図るために規定の整備を行うほか、近年における公然と人を侮辱する犯罪の実情等に鑑み、侮辱罪の法定刑を引き上げるとするもの

この法律の第2条の規定による刑法の一部改正により、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設し、拘禁刑は、刑事施設に拘置し、拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができることとされた。

##### 2 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）

令和4年6月17日公布

令和7年6月1日施行（刑法等の一部を改正する法律の施行日）  
(一部施行日別途)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する法律について規定の整理等を行うとともに、所要の経過措置を定めるもの

鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例（案）  
鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年鳥取県西部広域行政管理組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改	正	改	正	前
	後				
第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは派遣労働者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したもの）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	第53条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは従事している者若しくは派遣労働者若しくは従事する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したもの）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	第53条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは従事している者若しくは派遣労働者若しくは従事する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したもの）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	第53条 前項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは派遣労働者若しくは従事する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したもの）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	第53条 前項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは派遣労働者若しくは従事する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したもの）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	第53条 前項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは派遣労働者若しくは従事する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したもの）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
第54条 前条に規定する者が、その業務に關して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。	第54条 前条に規定する者が、その業務に關して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第54条 前条に規定する者が、その業務に關して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第54条 前条に規定する者が、その業務に關して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第54条 前条に規定する者が、その業務に關して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第54条 前条に規定する者が、その業務に關して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
第55条 職員が、その職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。	第55条 職員が、その職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第55条 職員が、その職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第55条 職員が、その職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第55条 職員が、その職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第55条 職員が、その職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則  
(施行期日)

- この条例は、令和7年6月1日から施行する。  
(経過措置)
- この条例の施行前にした行為の处罚については、なお従前の例による。



全議第172号  
令和6年8月7日

市議会事務局長 各位

全国市議会議長会  
事務総長 宮地毅

「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の施行に伴う市議会の個人情報の保護に関する条例(例)の一部改正について(通知)

平素は本会の運営等につき格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、第208回国会において成立した「刑法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第67号)及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」(令和4年法律第68号)(以下併せて「改正法」という。)は、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することなどを内容とするものであり、当該内容に対応する改正規定は、刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(令和5年政令第318号)により、令和7年6月1日から施行することとされています。

条例や規則中に「懲役」・「禁錮」の字句が含まれる場合には、改正法の施行日までに、これらを「拘禁刑」に改める等の改正を行う必要があるため、参考に供すべく、○○市議会の個人情報の保護に関する条例(例)を改正いたしましたので、別添のとおりご送付申し上げます。

なお、改正法の施行に伴う各議会における改正に向けた対応については、令和6年6月7日付け企画議事部長名の事務連絡をご参照下さい。

担当 企画議事部(議事担当)  
TEL 03-3262-2303  
FAX 03-3263-5751  
Email chousa@si-gichokai.gr.jp



## 鳥取県西部広域行政管理組合議会会議規則の一部を改正する規則

(案)

### 〔改正理由〕

地方自治法の一部改正（令和5年法律第19号・令和6年4月1日施行）により地方議会に係る手続をオンラインにより行うことができることとされたこと、及び標準市議会会議規則の一部改正（令和6年2月）が行われたことを踏まえ、本組合の議会に係る手続におけるオンラインの利用に関し必要な事項を定めるほか、一部改正された標準市議会会議規則の内容に即したものとするため、所要の整備を行おうとするものです。

### 〔改正内容〕

#### 1 議会に係る手続のオンライン化

- (1) 議会等に対する通知及び議会等が行う通知について、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとする。（第163条第1項から第4項まで関係）
- (2) (1)の通知のうち、署名等を必要とするものを電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができるこことする。（第163条第5項関係）
- (3) (1)の通知に関し、本人確認が必要な場合、原本の確認又は交付が必要なものがある場合その他の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合には、(1)の通知のうち当該部分以外の部分について、(1)及び(2)の方法により行うことができるこことする。（第163条第6項関係）
- (4) 議会における文書等の作成又は保存は、電磁的記録により行うことができるこことする。（第164条関係）

#### 2 標準市議会会議規則との整合性

- (1) 議長は、会議時間を変更するときは会議に宣告することを明記するとともに、会議中でない場合にあって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができることとする。（第8条関係）
- (2) 会議の議題となった事件の撤回又は訂正及び動議の撤回については、議会の許可を得なければならないこととする。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならないこととする。（第18条関係）
- (3) 議会における選挙の投票の効力に関する異議の決定に係る通知に關し必

要な事項は、議長が定めることとする。（第30条第4項関係）

- (4) 委員会が中間報告をする場合には、議会の承認を得ることを明記することとする。（第45条第2項関係）
- (5) 委員会の会議の議題となつた動議の撤回については、委員会の許可を得なければならないこととする。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならぬこととする。（第76条関係）
- (6) 管理者その他の関係機関が、質疑に対し直ちに答弁し難い場合において、答弁書を提出したときは、委員長は、やむを得ず朗読をもって代える場合を除き、当該答弁書の写しを委員に配布することとする。（第100条関係）
- (7) 請願者が請願書を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならぬこととする。（第123条第5項関係）
- (8) 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては、議会の許可を得なければならぬこととする。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならぬこととする。  
（第123条第6項関係）
- (9) 委員会は、委員会に付託された請願の審査結果の報告に当たり必要があると認めるときは、意見を付けることができるることとする。（第127条第2項関係）
- (10) 議員の資格に関し議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならないこととする。（第140条の2関係）
- (11) (10)の要求に対する議会の決定の審査に当たっては、委員会の付託を省略することができないこととする。（第140条の3関係）
- (12) (10)の決定に係る本人への通知に関し必要な事項は、議長が定めることとする。（第140条の4関係）
- (13) 議会又は委員会の会議への出席のために必要な携帯品の議場又は委員会の会議室への持込みに当たっては、あらかじめ、議長又は委員長に届け出ることとする。（第142条関係）
- (14) 議員は、自己に関する懲罰に係る会議及び委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができることとする。（第151条の2関係）

### 3 表現及び表記の適正化のための整理

- (1) 普通地方公共団体の事務に適用される地方自治法の規定を特別地方公共団体の事務に準用するための根拠となる「地方自治法第292条において準用する同法」の字句を表記するとともに、当該字句を「準用地方自治法」

と省略して表記することとする。（第9条第4項、第12条、第13条第1項、第15条、第16条、第79条、第80条第2項、第132条、第138条第1項、第161条第1項及び第162条第1項関係）

(2) その他表現及び表記の適正化のための所要の整理を行うこととする。

#### 4 施行期日

この規則は、令和7年4月1日から施行することとする。

#### 〔関係法令〕

##### 1 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）

令和5年5月8日公布

令和6年4月1日施行（一部施行日別途）

地方議会の活性化並びに地方公共団体の運営の合理化及び適正化を図るため、地方制度調査会の答申にのっとり、地方議会の役割及び議員の職務の明確化等を行うとともに、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定の整備、公金事務の私人への委託に関する制度の見直し等の措置を講ずるほか、所要の規定の整備を行うとするもの

##### 2 地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年総務省令第2号）

令和6年1月19日制定

令和6年4月1日施行

1の地方自治法の一部改正により、同法において、地方議会に関連する手続について一括してオンライン化を可能とする規定及び指定公金事務取扱者制度に係る規定が新設されたことに伴い、地方議会に関連する手続をオンラインで行う場合の具体的方法等を定める等の整備を行うとするもの

##### 3 標準市議会会議規則の一部改正

令和6年2月8日全国市議会議長会第234回理事会・第116回評議員会  
合同会議了承

1の地方自治法の一部改正及び2による地方自治法施行規則の一部改正により、地方議会に関連する手続におけるオンライン化に関する規定が整備されたことを踏まえた所要の整備のほか、常用漢字の変更及び文理解釈の上から、誤解が生じるおそれがある規定及び運営に支障が生じるおそれがある規定について見直しを行うとするもの



鳥取県西部広域行政管理組合議会議規則の一部を改正する規則（案）

鳥取県西部広域行政管理組合議会議規則（昭和47年鳥取県西部広域行政管理組合議会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
目次			目次		
第1章～第11章 「省略」			第1章～第11章 「省略」		
第12章 辞職及び資格の決定（第139条～第140条の4）			第12章 辞職（第139条・第140条）		
第13章～第17章 「省略」			第13章～第17章 「省略」		
第18章 雜則（第163条～第165条）			第18章 雜則（第163条）		
附則			附則		
(会期中の閉会)			(会期中の閉会)		
第6条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも、議会の議決で閉会することができる。			第6条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。		
(会議時間)			(会議時間)		
第8条 「省略」			第8条 「省略」		
2 議長は、必要があると認めるとときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。			2 議長は、必要があると認めるとときは、会議時間を変更することができる。ただし、異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。		
3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるとときは、会議時間を変更することができる。			3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるとときは、会議時間を変更することができる。		
4 「省略」			4 「省略」		
(休会)			(休会)		
第9条 「省略」			第9条 「省略」		
2・3 「省略」			2・3 「省略」		
4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法（以下「準用地方自治法」という。）第114条第1項の規定			4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第1項の規定による請求がなかった場合のほか、議会の議決があつ		

による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長  
は、休会の日であつても、会議を開かなければならぬ。

(出席催告)

第12条 準用地方自治法第113条ただし書に規定する出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所に、文書又は口頭をもつて行う。

(議案の提出)

第13条 議員が、議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、準用地方自治法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 「省略」

(動議成立に必要な賛成者の数)

第15条 動議は、準用地方自治法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ、議題とすることができる。

(修正の動議)

第16条 修正の動議は、その案を備え、準用地方自治法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 会議の議題となつた事件の撤回又は訂正及び会議の議題となつた動議の撤回については、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前ににおいては、議長の許可を得なければならぬ。

たときは、議長は、休会の日であつても会議を開かなければならぬい。

(出席催告)

第12条 法第113条ただし書に規定する出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所に、文書又は口頭をもつて行う。

(議案の提出)

第13条 議員が、議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 「省略」

(動議成立に必要な賛成者の数)

第15条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ、議題とすることができる。

(修正の動議)

第16条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 会議の議題となつた事件の撤回又は訂正及び会議の議題となつた動議の撤回については、議会の承認を要する。「ただし書新設」

- 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めるとするときは、提出者から請求しなければならない。
- 3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めるとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

(投票)

第28条 議員は、議長の指示に従つて、順次、投票する。

(投票)

第28条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票用紙を投票箱に入する。

(開票及び投票の効力)

第30条 [省略]  
2・3 [省略]

4 投票の効力に係る準用地方自治法第118条第6項の規定による通  
知に関する事項は、議長が定める。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 [省略]

2 前項の期限内に審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 [省略]

2 委員会は、当該委員会における審査中又は調査中の事件について、特に必要があると認めるとときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(動議の撤回)

第76条 提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならぬ。ただし、会議の議題となる前ににおいては、委員長の許可を得なければならない。

- 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めるようとするときは、提出者から請求しなければならない。
- 3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めるようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

(投票)

第28条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票用紙を投票箱に入する。

(開票及び投票の効力)

第30条 [省略]  
2・3 [省略]  
[新設]

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 [省略]

2 前項の期限内に審査を終わらなかつたときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 [省略]

2 委員会は、当該委員会における審査中又は調査中の事件について、特に必要があると認めるとときは、中間報告をすることができる。

(動議の撤回)

第76条 提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。[ただし書新設]

(証人出頭又は記録提出の要求)

第79条 委員会は、準用地方自治法第100条第1項の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務の調査)

第80条 [省略]

2 前項の規定は、議会運営委員会が準用地方自治法第109条第3項の規定により調査をしようとする場合について準用する。

(所管事務の調査)

第80条 [省略]

2 前項の規定は、議会運営委員会が法第109条第3項の規定により調査をしようとする場合について準用する。

(答弁書の配布)

第100条 管理者その他の関係機関が、質疑に対し直ちに答弁し難い場合において、答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる。

(投票による表決)

第107条 [省略]

(投票による表決)

「削除」  
第108条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は「賛成」と、否とする者は「反対」と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。この場合において、記名投票にあつては、委員の氏名を併記しなければならない。

2 [省略]

(投票による表決)

第117条 [省略]

(投票による表決)

「削除」  
第108条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は「賛成

(証人出頭又は記録提出の要求)

第79条 委員会は、法第100条第1項の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務の調査)

第80条 [省略]

2 前項の規定は、議会運営委員会が法第109条第3項の規定により調査をしようとする場合について準用する。

(答弁書の朗読)

第100条 管理者その他の関係機関が、質疑に対し直ちに答弁し難い場合において、答弁書を提出したときは、委員長は、職員にこれを朗読させる。【ただし書新設】

(投票による表決)

第107条 [省略]

(記名投票又は無記名投票による表決)

第108条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。この場合において、記名投票にあつては、委員の氏名を併記しなければならない。

2 [省略]

(投票による表決)

第117条 [省略]

(記名投票又は無記名投票による表決)

第118条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は「賛成

<p>成」と、否とする者は「反対」と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。この場合において、記名投票にあつては、議員の氏名を併記しなければならない。</p> <p>2 [省略]</p>	<p>(選挙規定の準用)</p> <p>第119条 第26条から第29条まで、第30条第1項から第3項まで、第31条第1項、第32条及び第33条の規定は、前2条の規定により投票を行う場合について準用する。</p>	<p>(選挙規定の準用)</p> <p>第119条 第26条から第33条までの規定は、前2条の規定により投票を行う場合について準用する。</p>
<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第123条 [省略]</p> <p>2 請願者が法人の場合には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>4 [省略]</p> <p>5 請願者が請願書（会議の議題となつたものを除く。）を撤回しようとするとときは、議長の承認を得なければならない。</p> <p>6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前ににおいては、議長の許可を得なければならない。</p>	<p>(請願書の記載事項)</p> <p>第123条 [省略]</p> <p>2 請願者が法人の場合には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>4 [省略]</p> <p>5 請願者が請願書（会議の議題となつたものを除く。）を撤回しようとするとときは、議長の承認を得なければならない。</p> <p>6 請願者が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前ににおいては、議長の許可を得なければならない。</p>	<p>(請願書の記載事項)</p> <p>第123条 [省略]</p> <p>2 請願者が法人の場合には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>4 [省略]</p> <p>5 請願者が請願書（会議の議題となつたものを除く。）を撤回しようとするとときは、議長の承認を得なければならない。</p> <p>6 請願者が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前ににおいては、議長の許可を得なければならない。</p>
<p>(請願文書表の作成及び配布)</p> <p>第124条 [省略]</p> <p>(請願の委員会付託)</p> <p>第124条 [省略]</p> <p>(請願文書表)</p> <p>第124条 [省略]</p> <p>(請願の委員会付託)</p> <p>第124条 [省略]</p> <p>(請願文書表の配布)</p> <p>第125条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会及び議会運営委員会に付託する必要がないと認めるとときは、こ</p>	<p>(請願の委員会付託)</p> <p>第124条 [省略]</p> <p>(請願の委員会付託)</p> <p>第124条 [省略]</p> <p>(請願文書表)</p> <p>第124条 [省略]</p> <p>(請願の委員会付託)</p> <p>第124条 [省略]</p> <p>(請願文書表の配布)</p> <p>第125条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会及び議会運営委員会に付託する必要がないと認めるとときは、こ</p>	

	<p><u>2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。</u></p> <p><u>2 前項本文の規定にかかるらず、議長が特に必要があると認めるとときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。</u></p>
3	<p>[省略]</p> <p>(請願の審査報告)</p> <p>第127条 委員会は、付託された請願に係る審査の結果を、次に掲げる区分により議長に報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [省略]</p> <p>2 委員会は、必要があると認めるとときは、付託された請願に係る審査の結果に、意見を付けることができる。</p> <p>3 委員会は、採択とすべきものと決定した請願で、管理者その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求するものについては、第1項の規定による報告にその旨を付記しなければならない。</p>
	<p>(公聴会の開催の手続)</p> <p>第132条 <u>準用地方自治法第115条の2第1項の公聴会（以下「公聴会」という。）を開く旨の議決があつたときは、議長は、公聴会を開く日時及び場所並びに公聴会において意見を聽こうとする案件その他必要な事項を公示する。</u></p> <p>(参考人)</p> <p>第138条 <u>準用地方自治法第115条の2第2項の参考人（以下「参考人」という。）の出頭を求める旨の議決があつたときは、当該参考人に對し、その出頭を求める日時及び場所並びにその意見を聽こうとする案件その他必要な事項を通知する。</u></p> <p>2 [省略]</p>
	<p>第12章 辞職及び資格の決定</p> <p>第12章 辞職</p>

(資格決定の要求)

第140条の2 準用地方自治法第127条第1項の規定により議員の被選挙権の有無又は準用地方自治法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めるとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第140条の3 前条の要求については、議会は、第37条第3項の規定にかかるらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定の通知)

第140条の4 前条の規定による決定に係る本人への通知に關し必要な事項は、議長が定める。

第13章 規律

(携帶品)

第142条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用してはならない。ただし、病氣その他の理由により会議への出席のために必要と認められる物であつて議長又は委員長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(資料等の配布許可)

第148条 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(代理弁明)

第151条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の

[新設]

[新設]

第13章 規律

(携帶品)

第142条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用してはならない。ただし、病氣その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(資料等印刷物の配布許可)

第148条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

[新設]

同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができ  
る。

(会議録の記載事項)

第156条 会議録に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1)～(5) [省略]  
2 [省略]

(会議録署名議員)

第157条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

(会議録の記載事項)

第156条 会議録に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。  
とする。

- (1)～(5) [省略]  
2 [省略]

(会議録署名議員)

第157条 会議録に署名する議員（会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）は、2人とし、議長が会議において指名する。

(会議録の配布)

第158条 会議録は、議員及び関係者に配布する。

(会議録の配布)

第157条 会議録に署名する議員（会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）する。

(全員協議会の設置)

第161条 準用地方自治法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に關し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

- 2・3 [省略]

[削除]

第162条 準用地方自治法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするとときは、議会の議決で、これを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

- 2 [省略]

(議員の派遣)

第162条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決で、これを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

- 2 [省略]

## (電子情報処理組織による通知等)

第163条 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうち、この規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができることとされる紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかるわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうち、この規則の規定において文書等により行うこととが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が、当該電子情報処理組織を使用する方法により受け取る旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条、第65条、第100条、第124条第1項、第125条第1項及び第158条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等

## [新設]

第65条（答弁書の配布）（議会）

の記載の要否

第100条（答弁書の配布）（委員会）

※電子情報処理組織を使用する方法による答弁書の配布が想定される場合にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等

- が、当該通知を受ける者が当該通知によつては認識することができない式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたもののが観察若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいすれか早い時に、当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち、当該通知に関するこの規則の規定において署名若しくは連署又は記名押印（以下この項において「署名等」という。）をすることが規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代ええることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者についてにより本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行わた通知」とあるのは、「行わた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第164条 この規則の規定（第27条第1項（第119条において準用する場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により作成された文書等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

（疑義に対する措置）

第165条 この規則の適用に関する疑義は、議長が決する。ただし、異議があるときは、会議に諮り決する。

備考 表中の〔 〕の記載は、注記である。

（疑義に対する措置）

第163条 この規則の適用に関する疑義は、議長がこれを決する。ただし、異議があるときは、会議に諮り決する。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。



## 鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例の一部を改正する条例 (案)

### 〔改正理由〕

地方自治法の一部改正（令和5年法律第19号・令和6年4月1日施行）により地方議会に係る手続をオンラインにより行うことができることとされたこと、及び標準市議会委員会条例の一部改正（令和6年2月）が行われたことを踏まえ、本組合の議会の委員会に係る手続におけるオンラインの利用に關し必要な事項を定めるほか、所要の整理を行おうとするものです。

### 〔改正内容〕

#### 1 議会委員会に係る手続のオンライン化

- (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織を使用する方法により申し出ることができるることとする。（第23条第2項関係）
- (2) 公述人は、電子情報処理組織を使用する方法によりその意見を提示することはできないこととする。（第27条関係）
- (3) 委員会の会議の記録の作成を電磁的記録により行った場合における当該電磁的記録への委員長の署名については、議長が定める措置をもって代えることができることとする。（第29条第3項関係）

#### 2 表記の適正化のための整理

- (1) 普通地方公共団体の事務に適用される地方自治法の規定を特別地方公共団体の事務に準用するための根拠となる「地方自治法（法）第292条において準用する同法（法）」の字句を「準用地方自治法」と省略して表記することとする。（第1条、第21条第1項、第22条第1項及び第28条第1項関係）
- (2) 条文において用いる「常任委員」、「議会運営委員」及び「特別委員」の字句は、それぞれ、「常任委員会の委員」、「議会運営委員会の委員」及び「特別委員会の委員」をいうものであることを明記することとする。（第3条第2項、第4条第2項及び第5条第1項関係）

#### 3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとする。

### 〔関係法令〕

- 1 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）  
令和5年5月8日公布

令和6年4月1日施行（一部施行日別途）

地方議会の活性化並びに地方公共団体の運営の合理化及び適正化を図るため、地方制度調査会の答申にのっとり、地方議会の役割及び議員の職務の明確化等を行うとともに、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定の整備、公金事務の私人への委託に関する制度の見直し等の措置を講ずるほか、所要の規定の整備を行うとするもの

2 地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年総務省令第2号）

令和6年1月19日公布

令和6年4月1日施行

1 の地方自治法の一部改正により、同法において、地方議会に関連する手続について一括してオンライン化を可能とする規定及び指定公金事務取扱者制度に係る規定が新設されたことに伴い、地方議会に関連する手続をオンラインで行う場合の具体的方法等を定める等の整備を行うとするもの

3 標準市議会委員会条例の一部改正

令和6年2月8日全国市議会議長会第234回理事会・第116回評議員会  
合同会議了承。

1 の地方自治法の一部改正及び2による地方自治法施行規則の一部改正により、地方議会に関連する手続におけるオンライン化に関する規定が整備されたことを踏まえた所要の整備のほか、常用漢字の変更や文理解釈の上から、誤解が生じるおそれがある規定や運営に支障が生じるおそれがある規定について見直しを行うとするもの

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例の一部を改正する条例（案）  
鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例（平成21年鳥取県西部広域行政管理組合条例第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

正	改	前
後	後	後
(趣旨)	(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法（以下「準用地方自治法」という。）第109条第9項の規定に基づき、鳥取県西部広域行政管理組合議会（以下単に「議会」という。）の委員会に関する必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第109条第9項の規定に基づき、鳥取県西部広域行政管理組合議会（以下単に「議会」という。）の委員会に関する必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第109条第9項の規定に基づき、鳥取県西部広域行政管理組合議会（以下単に「議会」という。）の委員会に関する必要な事項を定めるものとする。
(議会運営委員会の設置)	(議会運営委員会の設置)	(議会運営委員会の設置)
第3条 「省略」	2 議会運営委員会の委員の定数は、5人とする。	第3条 「省略」
(議会運営委員会の設置)	(議会運営委員会の設置)	(議会運営委員会の設置)
第3条 「省略」	2 議会運営委員会の委員（以下「議会運営委員」という。）の定数は、5人とする。	第3条 「省略」
(特別委員会の設置)	(特別委員会の設置)	(特別委員会の設置)
第4条 「省略」	2 特別委員会の委員（以下「特別委員」という。）の定数は、議会の議決により定める。	第4条 「省略」
(委員の選任)	(委員の選任)	(委員の選任)
第5条 議員は、少なくとも一の常任委員会の委員（以下「常任委員」という。）となるものとする。	第5条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。	第5条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。
2～6 「省略」	2～6 「省略」	2～6 「省略」
(秩序保持に関する措置)	(秩序保持に関する措置)	(秩序保持に関する措置)
第21条 委員会において準用地方自治法、会議規則（準用地方自治法第120条の規定により設けた会議規則をいう。第30条において同じ。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があ	第21条 委員会において準用地方自治法、会議規則（法第292条において準用する法第120条の規定により設けた会議規則をいう。第30条において同じ。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があ	第21条 委員会において準用地方自治法、会議規則（法第292条において準用する法第120条の規定により設けた会議規則をいう。第30条において同じ。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があ

るときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取消させることができる。

2・3 [省略]

(公聴会開催の手続)

第22条 委員会が準用地方自治法第109条第5項において準用する地方自治法第115条の2第1項の公聴会（以下「公聴会」という。）を開こうとするときは、あらかじめ、議長の承認を受けなければならない。

2 [省略]

(意見を述べようとする者の申出)

第23条 [省略]

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定めた電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第27条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

(代理人又は文書等による公述)

第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書でその意見を情報処理組織を使用する方法によりその意見を提示することはできない。ただし、委員会が特に許可をした場合は、この限りでない。

(参考人)

第28条 委員会は、準用地方自治法第109条第5項において準用する地方自治法第115条の2第2項の参考人（以下「参考人」という。）の出頭を求めるようとするときは、議長を経なければならぬ。

2・3 [省略]

(公聴会開催の手続)

第22条 委員会が法第292条において準用する法第109条第5項において準用する法第115条の2第1項の公聴会（以下「公聴会」という。）を開こうとするときは、あらかじめ、議長の承認を受けなければならない。

2 [省略]

(意見を述べようとする者の申出)

第23条 [省略]

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定めた電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第27条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

(代理人又は文書による公述)

第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書でその意見を提示することはできない。ただし、委員会が特に許可をした場合は、この限りでない。

(参考人)

第28条 委員会は、法第292条において準用する法第109条第5項において準用する法第115条の2第2項の参考人（以下「参考人」という。）の出頭を求めるようとするときは、議長を経なければならぬ。

2・3 [省略]

(記録)  
第29条 [省略]

(記録)

第29条 [省略]

[削除]

2 前項の記録は、議長が保管する。  
3 第1項の規定にかかるとこより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名については、同項の規定にかかるとこ、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをして代えることができる。

備考 表中の「」の記載は、注記である。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

〔記録〕  
第29条 [省略]  
2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名については、法第123条第3項の規定を準用する。  
3 前2項の記録は、議長が保管する。  
〔新設〕

2 前項の記録は、議長が保管する。  
3 第1項の規定にかかるとこより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名については、同項の規定にかかるとこ、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをして代えることができる。



總行行第36号  
總行福第8号  
令和6年1月19日

各都道府県知事  
各都道府県議會議長  
各指定都市市長  
各指定都市議會議長  
各人事委員会委員長

殿

総務省自治行政局長  
(公印省略)

地方自治法施行令等の一部を改正する政令及び  
地方自治法施行規則等の一部を改正する省令の公布及び施行について(通知)

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号。以下「改正令」という。)及び地方自治法施行規則等の一部を改正する省令(令和6年総務省令第2号。以下「改正規則」という。)が本日公布され、令和6年4月1日から施行することとされました。

地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号。以下「改正法」という。)の内容等については、「地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について(通知)」(令和5年5月8日付け總行行第191号・總行給第23号各都道府県知事、各都道府県議會議長、各指定都市市長、各指定都市議會議長及び各人事委員会委員長あて総務大臣通知)により示したところですが、改正令及び改正規則の内容は、改正法の施行に伴う規定の整備のほか、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体における公共工事に要する経費について前金払をすることのできる割合の特例を定めた規定を削除するものです。

貴職におかれでは、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれでは、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村の長及び議会の議長に対してもこの旨周知願います。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して本通知についての情報提供を行っていること、並びに本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

### 第一 議会に関する手続のオンライン化に関する事項

- 一 法第138条の2第1項の総務省令で定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、当該議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であって当該議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とすることとされたこと。（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「則」という。）第12条の2の3関係）
- 二 法第138条の2第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、当該議会等の定めるところにより、当該議会等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならぬこととされたこと。  
また、この規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同条第2項第2号イからハまでに掲げる電子証明書（議会等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）をいう。）と併せてこれを送信しなければならないこととされたこと。ただし、議会等の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでないこととされたこと。（則第12条の2の4関係）
- 三 法第138条の2第2項の総務省令で定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、当該議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とすることとされたこと。（則第12条の2の5関係）
- 四 議会等は、法第138条の2第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならないこととされたこと。（則第12条の2の6関係）
- 五 法第138条の2第2項ただし書に規定する総務省令で定める方式は、
  - ・ 電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
  - ・ 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議会等の定めるところによる届出のいずれかの方式とすることとされたこと。（則第12条の2の7関係）

六 法第138条の2第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により国会に対して法第99条の規定による通知を行う議会は、衆議院事務局又は参議院事務局がそれぞれ指定する方法により当該通知を行った議会を確認するための措置を講じなければならないこととされたこと。（則第12条の2の8関係）

## 第二 指定公金事務取扱者及び公金事務の委託に関する事項

### 一 地方自治法施行令関係

1 法第243条の2第1項、第5項及び第6項（同条第7項の規定により適用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とされたこと。

① 法第243条の2第1項に規定する公金事務（②において「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。

② その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第173条関係）

なお、上記①の「公金事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること」とは、概ね次のような要件を満たすことが求められるものであること。

- ・ 資本金の額、資産又は負債の状況等から財政的基盤が十分に整っていること。
- ・ 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。

一方、上記②の「その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること」とは、概ね次のような要件を満たすことが求められるものと考えられるものであること。

- ・ 経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であると認められること。
- ・ コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整備されていること。

2 法第243条の2の4第1項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる普通地方公共団体の歳入のうち、法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者が徴収することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると普通地方公共団体の長が認めるものとすることとされたこと。

- ① 使用料
- ② 手数料
- ③ 貸貸料
- ④ 物品売払代金
- ⑤ 寄附金
- ⑥ 貸付金の元利償還金

## 標準市議会規則、標準市議会委員会条例の改正について(概要)

今回の改正は、大別して下記3つの内容で構成されています。

### 【主な改正のポイント】

#### ① 議会のデジタル化に関するもの

- (1) 令和5年地方自治法改正に対応するもの(手続のオンライン化に関するもの)
- (要旨) 議事日程の配布、議案の提出、発言通告書の提出など従来は文書で行っていた手続について、インターネット等を活用したオンラインによる手続で可能とする
- (関係条文) 標準市議会規則第167条の2 等
- (2) オンライン委員会に関する規定(参考条例として令和3年度に全市に示したものと一部修正)を標準の本則とするもの
- (要旨) オンライン委員会の開催を可能とする
- (関係条文) 標準市議会委員会条例 第15条の2 等

#### ② 令和4年度検討会議での検討事項等を踏まえた全般的な見直しに基づくもの

(要旨) 常用漢字の変更に伴う字句及び現在の規定では運営上の支障となり得る条文を整理する 等

(関係条文) 標準市議会規則第159条 等

#### ③ その他の改正について(都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会と協議のうえ「現在の社会情勢等に照らし改正が適当」と判断された事項)

(要旨) 携帯品を「外とう、えり巻、つえ、かさ」から「コート、マフラー、傘」に改める 等

(関係条文) 標準市議会規則第152条

### 【留意点】

※ 令和6年4月1日に改正地方自治法が施行されますが、施行に合わせて標準市議会規則、標準市議会委員会条例の改正が法的に求められているわけではありません。

※ 今回の改正は、従来の文書による手続にオンラインによる方法を加えたものです。